

## 騒音規制法に基づく特定施設

---

- 1 金属加工機械
  - ア 圧延機械(原動機定格出力合計 22.5 キロワット以上)
  - イ 製管機械
  - ウ ベンディングマシン(ロール式で、原動機定格出力 3.75 キロワット以上)
  - エ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
  - オ 機械プレス(呼び加圧能力 294 キロニュートン以上)
  - カ せん断機(原動機定格出力 3.75 キロワット以上)
  - キ 鍛造機
  - ク ワイヤーフォーミングマシン
  - ケ ブラスト(タンブラスト以外及び密閉式以外)
  - コ タンブラー
  - サ 切断機(といしを用いるものに限る。)
- 2 空気圧縮機及び送風機(原動機定格出力 7.5 キロワット以上)
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機定格出力 7.5 キロワット以上)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 建設用資材製造機械
  - ア コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上)
  - イ アスファルトプラント(混練機の混練容量が 200 キログラム以上)
- 6 穀物用製粉機(ロール式で原動機定格出力 7.5 キロワット以上)
- 7 木材加工機械
  - ア ドラムバーカー
  - イ チッパー(原動機定格出力 2.25 キロワット以上)
  - ウ 碎木機
  - エ 帯のご盤(製材用は原動機定格出力 15 キロワット以上、木工用は原動機定格出力 2.25 キロワット以上)
  - オ 丸のご盤(製材用は原動機定格出力 15 キロワット以上、木工用は原動機定格出力 2.25 キロワット以上)
  - カ かな盤(原動機定格出力 2.25 キロワット以上)
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

## 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設(騒音)

---

- 1 騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる施設(上記 3.の施設)
- 2 金属加工機械
  - ア 圧延機械
  - イ ベンディングマシン
  - ウ 液圧プレス
  - エ 機械プレス
  - オ せん断機
  - カ ブラスト
  - キ 自動旋盤
  - ク 高速切断機
  - ケ 平削盤
  - コ 型削盤
  - サ 研磨機(工具用を除く。)
- 3 圧縮機(原動機定格出力 3.75 キロワット以上)
- 4 送風機(原動機定格出力 3.75 キロワット以上)
- 5 粉碎機
  - ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
  - イ その他の用に供する粉碎機
- 6 繊維機械
  - ねん糸機
- 7 建設用資材製造機械
  - ア コンクリートプラント
  - イ アスファルトプラント
- 8 木材加工機械
  - ア チッパー
  - イ 帯のこ盤(原動機定格出力 0.75 キロワット以上)
  - ウ 丸のこ盤(原動機定格出力 0.75 キロワット以上)
  - エ かな盤(原動機定格出力 0.75 キロワット以上)
  - オ 立のこ盤(原動機定格出力 0.75 キロワット以上)
- 9 合成樹脂加工機械
- 10 鋳造型機
- 11 遠心分離機(直径 1.2 メートル以上)
- 12 クーリングタワー(原動機定格出力 0.75 キロワット以上)
- 13 重油バーナー(回転式及び低圧空気式を除く。)
- 14 工業用動力ミシン(同一作業場内に 3 台以上保有する場合に限る。)
- 15 ガラス研磨機
- 16 ニューマチックハンマー
- 17 コルゲートマシン

備考 2 から 17 までに掲げる施設については、1 に掲げる施設を含まないものとする。

## 振動規制法に基づく特定施設

---

- 1 金属加工機械
  - ア 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
  - イ 機械プレス
  - ウ せん断機(原動機定格出力 1 キロワット以上)
  - エ 鍛造機
  - オ ワイヤフォーミングマシン(原動機定格出力 37.5 キロワット以上)
- 2 圧縮機(原動機定格出力 7.5 キロワット以上)
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機定格出力 7.5 キロワット以上)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 コンクリートブロックマシン(原動機定格出力合計 2.95 キロワット以上)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機定格出力合計 10 キロワット以上)
- 6 木材加工機械
  - ア ドラムバーカー
  - イ チッパー(原動機定格出力 2.2 キロワット以上)
- 7 印刷機械(原動機定格出力 2.2 キロワット以上)
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外で原動機定格出力 30 キロワット以上)
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

## 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設(振動)

---

- 1 振動規制法施行令別表第 1 に掲げる施設(上記 3.の施設)
- 2 金属加工機械
  - ア 圧延機械
  - イ 液圧プレス
  - ウ せん断機
  - エ ベンディングマシン(ロール式のもので原動機定格出力 3.75 キロワット以上)
- 3 粉砕機
  - ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
  - イ その他の用に供する粉砕機
- 4 バッチャープラント
- 5 冷凍機(圧縮機の原動機定格出力合計 7.5 キロワット以上)
- 6 遠心分離機(直径 1.2 メートル以上)
- 7 ニューマチックハンマー
- 8 コルゲートマシン
- 9 原石切断機(原動機定格出力 7.5 キロワット以上)

備考 2 から 9 までに掲げる施設については、1 に掲げる施設を含まないものとする。